

令和3年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年6月15日）

（午前 9時57分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和3年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。
ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長において、2番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
この定例会を、本日から6月17日までの3日間とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は、本日から6月17日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件、報告3件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和3年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第8号令和2年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第8号令和2年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第8号令和2年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

令和2年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。これは、令和3年第1回定例会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計、4款衛生費1項保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額3,567万7,000円。これは、国庫負担金及び国庫補助金を活用して実施する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業であり、年度内の完了が見込めない令和2年度に計上しておりました関係予算を令和3年度に繰り越したものであります。

以上で、報告第8号令和2年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は報告済みといたします。

報 告 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第9号株式会社歌志内振興公社第38期事業報告及び第39期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第9号株式会社歌志内振興公社第38期事業報告及び第39期事業計画について御報告

いたします。

株式会社歌志内振興公社第38期事業報告及び第39期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

第38期事業報告書の1ページをお開き願います。

最初に、事業概況でございます。

(1) 高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。本市の主要観光施設である「うたしないチロルの湯」において、「健康」と「温泉」、「食」をテーマに、利用者から喜ばれる施設づくりと利便性向上による集客増を目指し、鋭意取り組んでまいりました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底しながら営業を続け、5月から8月にかけて入館者数は増加傾向にありましたが、最終的には減少となりました。

また、宿泊者数におきましてもキャンセルが相次ぎ、加えて各種合宿もキャンセルとなり、大きく減少しております。

経営面では、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるため、施設修繕などの維持管理費を含めて、経費削減に努めてまいりましたが、単年度での赤字決算となっております。

依然として、新型コロナウイルス感染症の感染者数は、いまだ収束の兆しが見えず、大変厳しい状況が続きますが、一層の経費節減による収益の確保に努めるなど、経営の安定化に向け取り組む必要があります。

次に、利用状況ですが、入館者は12万3,687人で、前年比3,511人、2.8%の減。1日平均では342.6人で、前年比8.8人、2.5%の減となっております。

宿泊者は4,196人で、前年比1,615人、27.8%の減。1日平均では11.6人で、前年比4.5人、28.0%の減となっております。

入館者数の減につきましては、昨年5月から8月にかけて、前年度を上回る入館者がありましたが、新型コロナウイルス感染症の第2波の影響により、9月以降は前年度を下回っております。

宿泊者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことにより、昨年は1年を通して利用が激減しております。本年1月から3月にかけては、若干回復傾向にありましたが、最終的に前年を下回りました。

次に、(2) 社員等に関する事項であります。令和3年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員が1人、臨時社員が10人の計11人となっており、前期と比較し、同数となっております。

次の(3) 事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページにまいりまして、(4) 庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を6回開催し、記載の案件をそれぞれ処理しております。

次に、3ページにまいります。

第38期(令和2年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は2,446万4,929円、固定資産は2億4,065万6,666円で、資産合計は2億6,512万1,595円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,530万9,025円で、負債合計も同額であります。

なお、流動負債の主なものとしまして、買掛金は、厨房食材、売店仕入れなど。未払い金は、水道料、燃料代など。未払い費用は、電話代などとなっております。

純資産の部につきましては、株主資本が2億4,981万2,570円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億6,512万1,595円となっております。

次に、4ページにまいります。

第38期（令和2年度）株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

総売上高は、売上高であります8,323万7,162円から売上値引戻り高の43万1,842円を差し引いた8,280万5,320円となります。

売上原価は、売店等の商品繰越しであります期首棚卸高48万999円及び食材等の仕入高1,584万4,156円の合計1,632万5,155円から期末棚卸高の81万7,349円を差し引いた1,550万7,806円で、これを売上高から差し引いた結果、売上総利益は6,729万7,514円となっております。

ここから販売費及び一般管理費1億4,416万1,114円を差し引いた7,686万3,600円が営業損失となっております。

営業外収益は、受取利息211円。受取配当金2,000円に雑収入1,341万8,678円を加えて、計1,342万889円となり、先ほどの営業損失を差し引いた6,344万2,711円が経常損失となっております。

この経常損失に市からの補助金5,917万9,100円を加え、法人税等の32万2,000円を差し引いた458万5,611円が当期純損失となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円、資本剰余金につきましては2億5,000万円で、変動はありません。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス3,760万1,819円に、当期純損失の458万5,611円を加え、当期末残高はマイナス4,218万7,430円となっております。

この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、当期首残高2億5,439万8,181円に当期変動額合計マイナス458万5,611円を加え、当期末残高は2億4,981万2,570円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第39期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第39期（令和3年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりとする。

1、基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設として、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした健康増進事業を展開するとともに、隣接する道の駅附帯施設や郷土館など観光、文化施設とも連携を図ることで、本市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

経営安定化に直結する利用者増に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、各種合宿をはじめ道内外への積極的な営業活動や各種イベントの実施、従業員の接客力向上に努めてまいります。

また、年次計画で進めてきた宿泊棟客室へのトイレ設置が本年度で完了するため、さらなる

利便性の向上が図られ、利用者増による収入確保に努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しながら浴室はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図ります。また、野菜等のワゴン販売や恒例となっている利用者に喜ばれるイベントを実施、さらにはマスクの着用を徹底しながら、市外への定期的な送迎バスの運行を維持するなどして、より一層の利用者増に努めてまいります。

また、館内においては、マスク着用、入退時の手指消毒、サウナ内での口元タオルの徹底などを行いながら感染拡大防止対策に努めてまいります。

（2）宿泊事業。

道外の大学野球部をはじめとする各種合宿の受入れや、道内外からの団体客を対象とした営業強化などにより、新たな集客に向け取り組んでまいります。また、年次計画で進めてきた宿泊棟客室へのトイレ設置が全室完了することから利便性の向上をPRし、ビジネス客の確保など利用者増に努めてまいります。なお、道内外からの宿泊客の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら慎重に進めてまいります。

（3）レストラン・宴会事業。

常にお客様の声を聞きながら、地場産品や道産食材を取り入れた丁寧な料理づくりに努めるとともに、季節に応じた新たなメニュー開発など、お客様に喜ばれる「食」を提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、客席数を50%に縮小していることから、今後の感染状況を見ながら段階的に増やすことも検討し、収入増を図ってまいります。

（4）多目的アリーナ事業。

安定して利用されている冬期以外の施設利用を図るため、道内高等学校のスポーツや文化系クラブ等の新規合宿誘致に取り組みながら、必要な備品等についても整備を行ってまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにございますように、事業収益は、営業収益1億2,471万9,000円、営業外収益4,607万1,000円の合計1億7,079万円で、事業費用の営業費用は1億7,059万2,000円を予定予算としたところで、3ページに予算実施計画並びに説明書として収入及び支出の内訳を科目ごとに税込み額で記載しておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず1件目なのですが、39期の事業計画として、これ、38期の事業報告の中で、依然としてコロナウイルスでの影響で厳しい状況が続くと。一層の経費節減に努めていきますということでお話しております。これはコロナの時期でなくても毎回言われているのですが、これ38期と比べて、39期の収益的収入及び支出で、具体的にどの部分が経費節減となっているのか。公社としてどういうふうに捉えているのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

あと、2件目でございます。従業員の体制であります。11人ということで、前期と同数の従業員が雇用されているということなのですが、このコロナの影響で事業の縮小などいろ

いろ手が打たれている中で、きちんと11人の雇用を守っていただきたいという観点から、どういうふうに公社としては捉えているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、経費節減の部分でございますが、38期におきましては、先ほど申し上げましたとおり、修繕費等を含めて、あらゆる面で経費を節減しながら、収入に見合う支出ということで努めてきたところでございます。なお、38期の計画につきましては、このコロナ禍において収束状況を見ながら、また収入状況も当初目標ということで収入を定めております。その中で、どうしても一般企業でございますので、収入に見合った支出というのは、常に毎月のように考えていかなければならないところでございます。当初、計画としてかかる経費、経常的経費、資本的経費も含めて計上しておりますが、いかんせんやはり歳入に、収入に基づきまして事業を行っていかねばならないという厳しい状況がございますので、そのような状況を見ながら運営を行っていくというのは、これまでと今後も変わっていかないということを御理解頂きたいと思います。

また、雇用情勢、社員の部分でございますが、現状11人が充足してるわけではございません。今でも不足しているという状況でございますので、日頃からハローワークと連携しながら従業員を募集している状況でございます。ただ、いかんせんなかなか定まらないというのは現状でございますので、今後においても、この11人ではなく、1人、2人でも増やししながら運営していくというのが基本の方針でございますので、その辺についても、しっかり公社とお話ししながら努めていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 経費の面は、いろいろなことで多分努力されてるのは分かっております。39期のこの事業計画の中のサウナ内での口元タオルなど、いろいろこうやって書かれております。感染拡大を防止していくよという意味で書かれているのですけれども、経費を抑えていくという意味であれば、1回サウナを少し休止するだとか、そういった形でも大きな、何か削減につながるのかなと、一つの案として、いろいろサウナ楽しみにして来てくれてる人もおるので、その辺はちょっと余りきつく僕の方からは言えないですけども、そういう具体的なやり方というのも手法としては何かあるのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているか、ちょっと聞いておきたいと思います。

あと、従業員の体制なのですけれども、以前から11人では少し足りないという話はされておりました。今の答弁でも、11人から減らない形で、増員を目指していくという形で考えているという御答弁なので、その辺、もう1回チロルのほう、公社のほうときちんと話をして、人が雇用を減らさない、逆に雇用を上げていく努力をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、もう1回答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 1点目のサウナの部分でございますが、議員のほうからサウナを1回やめてというお話もございましたが、いかんせんサウナの人気というのは、やはり大きいものがあるようです。それで、サウナを休止した場合にどれぐらい経費として節減になるのかというのは、お計りしている分ではございませんので、なかなか明確な御答弁はできないのかなと思うのですが、今後におきましても、口元タオルというのは、入られた方が口元にタオルをされて飛沫しないようにと、中にはサウナでマスクされてる方もおりますので、地元の方もその辺は徹底されているというふうにお聞きしておりますので、今後におきましても、その辺については十分に注意しながらやっていくしかないのかなというふうに思っております。

あと、従業員につきましても、ハローワークのほうに募集をかけながら、また来られても、また何か月かして辞められる方もいるという状況でございますので、その辺は引き続き充足するように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第9号は報告済みといたします。

報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第10号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） －登壇－

報告第10号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、令和3年2月16日の道道赤平奈井江線文珠交番横交差点における救急自動車の事故に係る反射式大型標識の損害について、事故の原因が本市にあることから、当該標識の修理費の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものでございます。

次ページにまいります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページにまいります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額。99万円。

損害賠償の内訳。修理費99万円。

2、事故発生日時及び場所。令和3年2月16日火曜日、午前6時26分頃。歌志内市字文珠226番地、道道赤平奈井江線文珠交番横交差点。

3、損害賠償の相手方。赤平市東大町3丁目2番地、赤歌警察署署長、田和政範。

4、損害物。反射式大型標識。

5、事故の発生状況及び原因。上記日時、場所において、傷病者を搬送中の救急自動車が雪にハンドルを取られ、赤歌警察署が設置する反射式大型標識に衝突し、破損させたものでございます。

なお、事故の原因は、前日からの降雪と気温の上昇によりざくざくの状態の路面においてハンドルを取られたことによるものです。

ます。

6、損害賠償について。救急自動車を運転していた消防職員の単独事故であり、反射式大型標識の修理費については、全国市有物件災害共済会の事故判例（過失割合100対0）により

修理費を全額支払うことで合意したので、令和3年5月12日に示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額99万円につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会から損害賠償相手方に支払い済みでございます。

このほか、当該事故におきまして同乗されていた付添いの方が、事故によりけがをされたので、けがの治療費などにつきましては、示談の締結等が完了しましたら御報告いたします。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから報告第10号につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

消防車両の緊急車両の事故によってということで今説明を受けました。降雪と気温が上昇でざくざくの状況、そういった雪にハンドルを取られて起こった事故というふうに説明を受けましたが、雪道などの緊急車両の運行、これの訓練状況あるいは講習状況につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

二つ目であります。緊急車両に患者の付添いとして同乗者がおられた、先ほどけがをしたということで説明がございましたが、その同乗者があり、けがをしたと聞きます。その後の対応につきましてお伺いをいたします。

次に、緊急車両が事故のために動かなくなった状況で、上砂川の消防車両が歌志内市の車両からその患者を乗せ換えて病院に運んだというふうに聞いておりますが、そのときに歌志内市からついていった職員がおられるのかどうなのか、それにつきまして答弁頂きたいと思っております。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） まず、1点目の雪道の訓練状況、講習状況についてでございますが、消防におきましては、今回の事故発生を重く受け止めまして、事故発生直後から出場時における運転については、路面状況等を十分に考慮し、慎重な運転を心がけるよう全職員に注意喚起しているところでございます。

訓練につきましては、救急車を含む全車両の、全消防車両の冬道における運転訓練を各部署ごとに週2回程度、雪が解けるまでの間実施しております。また、一過性の対策とならぬよう、今後も冬になる前に職員に再発防止のため注意喚起を促し、運転訓練につきましても継続して実施していく考えであります。

2点目の患者の付添いの同乗者の方がけがされたのですけれども、初診の段階で左手首皮下血腫、右膝、左下腿部の打撲と診断され、現在は左下腿部に若干痛みが残っているということで、今しばらく治療を要するという事です。治療完了次第、示談を締結いたしまして、議会に報告する予定でございます。

3点目、上砂川の消防車両に患者を乗せ換えて歌志内の救急隊員が付き添ったかどうかということでございますが、救急救命士1名が同乗してその後の引継ぎ等を行い、砂川市立病院のほうに搬送しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 2回目の質問であります。まずは事故を起こした救急車両、もう動けない状況なので、修理が今行われてると思うのですが、その修理の完了、いつ頃だったのか。それを答弁頂ければと思います。

次に、これは、付添いの相手側のけがをされた方、その方から最終的な対応についての苦情が来ているというふうなことをちょっと耳にするのですが、そのことにつきましてお伺いしたいと思います。

次に、上砂川の消防車両に職員が同乗して、病院のほうへ一緒についていったという内容でございますが、救急救命士というふうな答弁がありました。消防車両というのは、3名の職員の方々がそういうふうにならなっているのだというふうに私記憶してるのですが、その救急救命士、恐らくは一番トップの方がついていくべきなのかなと思うのですが、その方はどういう立場だったのか答弁を頂ければと思います。

それだけです。以上、お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） まず1点目に、車両の修理完了の日付でございますが、5月29日に修理完了しております。

救急救命士の件でございますけれども、救急救命士、その者、隊長も兼任しております。

2点目のけがの苦情についてでございますが、事故当初、人身扱いとはしないが、治療費の支払いはしてほしいというふうに本人から申出がございまして、病院に付き添った段階で、救急隊員がちょっと最後まで診察のところで付き添えなかったということで、資機材を持って帰るのに先に帰ってしまった経緯がありまして、その辺について同乗者の方から、ちょっと苦情といいますか、ちょっとありまして、それは、その後対応いたしまして、理解を頂いたところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、事故の車両の件ですけれども、5月29日ということになりますと、3月、4月、5月、3か月かかったと、結構長い期間がかかっていると思います。以前の話では、救急車は2台なのだけれども、非常時のためにもう1台余分に救急車、救急車両に代わるものなののでしょうか、それがあつたというような内容の話があつたということをお記憶しておりますが、その二つで対応したというような状況でいるのだと思いますが、そう聞いてよろしいのか確認したいと思います。

それと、隊員がついていったのだけれども、そのけがをされた方、最後まで付き添うことをしなかったということの答弁というふうに聞きますけれども、そういうところからもやはり苦情が出ているのかなというふうな思いで聞いています。やはり事故を起こした側に責任があるというのであれば、最終的に最後まで、隊長ということで、恐らくその中では一番トップの方だと思うのですが、その方がしっかりと付き添っていかなければならないのかな。そして、最終的には歌志内市から車を出してもらって、歌志内市の消防車両の方々あるいは歌志内市から出してもらってお送りするというのが本当の話だと思うのですが、そのことにつきまして答弁を頂きたいと思います。その2点、お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 神消防次長。

○消防次長（神邦広君） 最後まで対応、救急隊長であれば最後まで対応すべきだったと考え

ております。帰ってきて、本人には注意を促したところでございます。今後、このようなことはいないようにいたします。

救急車の破損で2台対応で、それに対応したのかという御質問でございますけれどもも、修理3か月かかっている間、1号車というのがありまして、搬送車なのですけれども、これに仮設のストレッチャーを車載いたしまして、2次救急に備えたところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第10号は報告済みといたします。

議案第26号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第26号歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第26号歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国の押印見直しに伴い、行政手続における住民の負担軽減と利便性の向上等を図るため、関係条文等を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市火入れに関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料1ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

第4条の改正は、同条第4項に審査申出書には、審査申出人の押印が必要とされておりますが、その条文を削除するものでございます。

第8条の改正は、同条第5項に口述書には、提出者の署名押印が必要とされておりますが、その規定部分を削除するものでございます。

資料の2ページにまいります。

次に、第2条歌志内市火入れに関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては、別記第1号の様式中の押印を廃止するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第27号歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、個人番号カードの発行、運営体制の見直しが行われるなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の3ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市手数料徴収条例の一部改正でございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、個人番号カードに係る運営主体が市から地方公共団体情報システム機構に変わるようになるため、手数料を徴収する事務等を定める別表から個人番号カード再交付手数料の項目を削除するものでございます。

資料の4ページにまいります。

次に、第2条歌志内市個人情報保護条例の一部改正でございます。

第23条の改正規定は、訂正請求等に対する決定等の規定でございます。情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴い、通知先を改めるとともに、マイナンバー法の一部改正により引用条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は令和3年9月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第28号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第28号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）等の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

第2条は、定義の規定でございます。法改正により、第2項が削除され、第3項が第2項に繰り上がる条項の繰上げを行うものでございます。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携の規定でございます。子ども・子育て支援制度の見直しに係る対応方針におきまして、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するなど、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく御願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第29号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第29号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）等の施行に伴い、関係条文を整備するものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の6ページを御覧願います。

目次に第6章を加える改正規定ですが、障害福祉サービス等の利用者の利便性の向上及び同サービス事業者等の業務負担軽減のため、諸記録の作成、保存、利用者等への説明、同意等のうち書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めるため第6章を追加したものでございます。

第6条は、保育所等との連携の規定でございます。資料は6ページから7ページにわたります。

子ども・子育て支援制度の見直しに係る対応方針におきまして、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化

するなど、所要の改正を行うものでございます。

第37条は、居宅訪問型保育事業の規定でございます。保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するための改正でございます。

本則に第6章を加える改正規定ですが、目次に第6章を加える改正規定で御説明申し上げましたように、障害福祉サービス等の利用者の利便性の向上及び同サービス事業者等の業務負担軽減のための改正でございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次及び本則に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第30号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第30号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した納税義務者に係る国民健康保険税の減免の特例規定を延長するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の8ページを御覧願います。

附則第15項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例規定でございます。感染症の影響により、収入が著しく減少した納税義務者に係る国民健康保険税について、令和3年度課税分についても引き続き減免できるよう、特例規定を整備しようとするものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました。本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号・議案第32号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第31号と日程第13 議案第32号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第31号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。申し上げます。

また、議案第32号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第31号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,763万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,646万8,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第31号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

なお、今回、予算措置を行う事業のうち、新型コロナウイルス感染症によって生じている諸課題に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て生活支援特別給付金事業費補助金を財源とする事業につきましては、第2回臨時会に続いての補正となりますことから、定例会資料の9ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節需用費74万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、公共空間での感染機会の削減やクラスター発生を抑制するため、市庁舎内の各窓口をはじめとする各所にアクリル製のパーテーションを設置するものです。12節委託料814万9,000円の増額補正は、同じく新型コロナ対策で、感染拡大時に分散業務により行政事務の継続を図るための備えとして庁舎内通信設備の整備を委託するもので、行政専用のインターネット回線であるLG回線のWi-Fi環境を整備するものでございます。14節工事請負費229万9,000円の増額補正は、同じく新型コロナ対策として庁舎内のトイレを改修するもので、全ての手洗い場所の蛇口を自動水栓に更新するほか、ハンドドライヤーを設置するものです。17節備品購入費115万6,000円の増額補正は、同じく新型コロナ対策で、庁舎内の消毒、換気等を徹底するべく、アルコール消毒液の非接触型ディスペンサー、CO₂濃度測定器、出入り口で顔をかざして体温を検知するサーマルカメラなどを整備するものでございます。

3款民生費4項児童福祉費1目児童福祉総務費3節職員手当等9万5,000円から11節役務費2万円までの増額補正は、国の子育て生活支援特別給付金給付事業費補助金を財源として実施する事業で、臨時の給付業務に当たる職員の時間外勤務手当、給付業務に使用する消耗品などの需用費、郵便料や口座振替手数料の役務費など、給付に要する事務経費であります。18節負担金補助及び交付金125万円の増額補正は、対象世帯への給付金で、今回はひとり親世帯以外の方で、児童1人当たり一律5万円を支給するもので、25名分を計上したものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費3節職員手当等321万8,000円の増額補正は、国の通知に基づき新型コロナウイルスワクチンの早期の接種完了を目指し、追加される補助金を財源として、土曜日の個別接種及び65歳未満を対象とした集団接種を実施するに当たり、臨時の業務に当たる職員の時間外勤務手当を計上するもので、12節委託料382万5,000円の増額補正は、接種日程の追加に伴う看護師の派遣委託に係る費用でございます。

3項病院費、7ページにまいりまして、1目病院費27節繰出金297万6,000円の増額補正は、新型コロナ対策として市立病院が整備するPCR検査機器導入の費用を一般会計より繰り出すものでございます。

7款1項とも商工費1目商工業振興費18節負担金補助及び交付金1,857万7,000円の増額補正は、新型コロナの影響で売上げが減少する市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、水道料金及び下水道料金に相当する額を補助するものでございます。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費10節需用費30万9,000円の増額補正は、この冬の大雪により市内各所で老朽化した建物の損壊が目立つ状況を踏まえ、災害発生時などにおける被害拡大の抑制を目的として、応急措置用の飛散防止ネットを整備するもので、11節役務費1万4,000円の増額補正は、空き家等対策における対象の建物の所有者確認や調査等

に係る通信費、12節委託料42万3,000円の増額補正は、解体予定の老朽公営住宅を対象としたアスベスト調査業務の委託経費、14節工事請負費358万1,000円の増額補正は、住宅改修事業として、本年1月の火災で損壊した本町地区改良住宅1棟の屋根改修工事費144万1,000円と空き家等対策として、特に損壊が目立つ個人住宅への飛散防止ネット設置工事費5件分214万円でございます。

次に、9款1項とも消防費1日常備消防費10節需用費8万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルス対策として消防庁舎内の各所にアクリル製パーテーションを設置するもので、17節備品購入費243万7,000円の増額補正は、消防庁舎及び救急車両の消毒、換気等を徹底するべく、可搬型のオゾンガス発生装置や据置き型の空気清浄オゾンガス発生装置などを整備するものでございます。2目非常備消防費10節需用費2万2,000円、10ページにまいりまして、17節備品購入費97万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業助成金を財源として実施する消防団活動備品の整備に係る費用で、助成の条件である宝くじシールの印刷製本費のほか、助成事業の対象であるゴムボート2艘と救命胴衣及び浮き輪の整備費用でございます。

10款教育費3項義務教育学校費1目学校管理費12節委託料51万7,000円の増額補正は、防球ネットの倒壊などによる児童生徒の死傷事故が続いたことを踏まえ、学校施設における工作物等の安全点検を実施するものでございます。2目教育振興費及び4項社会教育費から6項青少年対策費までの補正予算につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対策事業として、感染防止のための備品整備や施設の改修を行うものでございます。2目教育振興費10節需用費6万7,000円の増額補正並びに17節備品購入費90万1,000円の増額補正は、授業中の飛沫対策を目的としたフェイスシールドなどの購入のほか、授業中の教員や児童生徒間の距離を確保するため、プロジェクターなどを整備するものでございます。

4項社会教育費4目コミュニティセンター費10節需用費37万円の増額補正は、館内各所にアクリル製パーテーションを設置するもので、14節工事請負費1,111万円の増額補正は、災害時の避難所や集団接種会場となるコミュニティセンターの環境整備や機能の充実などとして、ロールスクリーン取付工事及び館内各所のトイレ設備の改修に係る工事費、17節備品購入費24万6,000円の増額補正は、アルコール消毒液の非接触型ディスペンサー、空間除菌装置などを整備するものでございます。5目郷土館費10節需用費3万6,000円の増額補正並びに17節備品購入費15万9,000円の増額補正は、アクリル製パーテーション、体温検知用のサーモグラフィーなどを整備するものでございます。

5項保健体育費3目体育施設費17節備品購入費9万9,000円の増額補正は、体温検知用のサーモグラフィーを整備するもので、11ページにまいりまして、6項青少年対策費2目児童厚生施設費10節需用費4万円の増額補正並びに17節備品購入費3万3,000円の増額補正は、児童館及び児童センターにアクリル製パーテーション、アルコール消毒液の非接触型ディスペンサーを整備するものでございます。

15款1項1目とも予備費611万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,726万6,000円の増額補正は、第2回臨時会の補正に続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せ、雇用と事業の維持継続、デジタル化等のポストコロナに向

けた経済構造の転換などを実現することを目的として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国から補助金が交付されるものでございます。2目民生費補助金4節子育て生活支援特別給付金給付事業費補助金138万3,000円の増額補正は、先行して実施しておりますひとり親以外の世帯に対する給付金に係る予算で、緊急支援策として国から補助金が交付されるものでございます。3目衛生費補助金3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金704万3,000円の増額補正は、前年度に続き、ワクチン接種に係る費用分を増額補正するもので、早期の接種完了を目指して実施する集団接種などの追加分として国から補助金が交付されるものであります。

18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金2,000万円の増額補正は、市単独の新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の財源として、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

20款諸収入4項8目とも雑入8節建物総合損害共済収入104万円の増額補正は、火災で損壊した本町地区改良住宅に係る共済金収入で、12節雑入90万円の増額補正は、消防団活動備品の整備事業を対象とした一般財団法人自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業助成金でございます。

以上で、議案第31号の補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

説明を求めます。

大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第32号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第4号主な建設改良事業中、医療機械購入の既決予定量1,704万2,000円に297万6,000円を増額して、2,001万8,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款資本的収入の既決予定額5,948万9,000円に297万6,000円を増額して6,246万5,000円に改めようとするもので、その内訳は、第3項他会計繰入金の既決予定額3万8,000円に297万6,000円を増額して301万4,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額7,560万5,000円に297万6,000円を増額して7,858万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額4,267万6,000円に297万6,000円を増額して4,565万2,000円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の資本的収入及び支出を御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

支出から御説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目資産購入費 1 節器械備品購入費の 2 9 7 万 6, 0 0 0 円の増は、医療器械購入費の増であります。新型コロナウイルス感染症の北海道内における感染状況は、感染経路不明割合や陽性率など、最近、改善傾向が見られるものの、感染性の高い変異株に置き換わってきており、依然として予断を許さない状況が続いていることから、感染患者をいち早く発見し、必要な治療に結びつけるため、遺伝子解析装置を導入しようとするものであります。遺伝子解析装置は、新型コロナウイルスの核酸検出検査を行う装置で、導入予定の機器は、遺伝子の核酸を増幅させて検査するもので、一般的に知られている P C R 検査を行う機器になります。なお、これまでは、検査センターに外注で依頼した場合、検査結果が出るまでに 2 日間程度かかっておりましたが、導入予定の機器は、約 1 時間半程度で検査結果が出るため、早期に感染が確認できることとなります。

次に、収入の 1 款資本的収入 3 項 1 目とも他会計繰入金 1 節一般会計繰入金の 2 9 7 万 6, 0 0 0 円の増は、医療器械購入に対する一般会計からの繰入金の増であります。

次に、2 ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、4 ページを御覧ください。

予定貸借対照表の資本の部の下から 5 段目、ロの当年度純利益は、既決予定額より 2 7 万 1, 0 0 0 円減少した 8 9 6 万 9, 0 0 0 円となり、年度末の累積欠損金は 8 億 8 6 5 万 3, 0 0 0 円となる見込みであります。なお、医療器械に係る費用の全額を一般会計から繰り入れるのにもかわらず、当年度純利益が減少し、累積欠損金が増加するのは、収入の一般会計繰入金は、不課税収入のため仮受消費税は発生しませんが、医療器械購入に係る仮払消費税 2 7 万 1, 0 0 0 円が損金計上となるため、当年度純利益が減少し、累積欠損金が増加するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第 3 1 号令和 3 年度歌志内市一般会計補正予算（第 3 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3 番（山川裕正君） 8 ページの商工費、商工業の振興費の負担金補助及び交付金、1, 8 5 7 万 7, 0 0 0 円の補正予算ですが、これの水道料金等補助の支援内容、それと対象事業所が市内事業所の、どの程度の事業所が対象になるのか伺います。

2 点目ですが、総務費、教育費等でトイレ改修が補正予算の計上されております。大便器から、和式のトイレが洋式トイレになるということでのことですが、洋式トイレの便座の消毒対応、これについても、例えば消毒のペーパーとか消毒剤を設置するのか、それについて伺います。

以上、2 点です。御願いたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、新型コロナウイルス対策拡大防止の部分でございますが、水道料金の補助事業でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、売上げが減少する市内事業者に対して事業の継続や雇用の維持を目的に、水道料金及び下水道料金に相当する額を交付するものでございます。対象は、申請日現在において市内で事業を営む者で、中空知広域水道事業団が供給する水道水の使用区分が業務用、浴場用としていることとございます。申請期間は、本年 7 月 1 日から 7 月 3 0 日までとしています。事業

内容としましては、本年1月分から3月分までの3か月分で、既に中空知広域水道企業団に納付済みの水道料金及び下水道料金に相当する額を補助金として交付するものでございます。

対象事業者につきましては、業種別では、建設業が13、飲食業が4、輸送業が5、小売業が7、宿泊業が4、製造業が4、燃料小売業6、理美容業が8、福祉関係が8、そして、その他として温泉施設やサービス業などを11事業者となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 総務費に計上しております工事請負費、トイレ改修の部分につきましては、こちら、トイレの手洗いの蛇口の自動水栓化、それとハンドドライヤーを設置するものでございますので、便器改修等ではございません。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） それでは、教育費のトイレ改修では、洋式トイレが入ってないかどうか、ちょっと伺います。

○議長（川野敏夫君） 山川議員、1回目で教育費の質疑はありませんでしたけれども。

○3番（山川裕正君） すみません、総務費、教育費と質問いたしました。

よろしくをお願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 教育費に関しましては、コミュニティセンターのトイレを和式から洋式に改修するものでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） それでは、洋式のトイレの便座の消毒対応についてもちょっと、補正等考えられているか伺います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 失礼しました。便器の消毒に関しましては、現行予算の消耗品、需用費で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点か聞きたいと思います。

まず一つ目、総務費のトイレ改修でございます。先ほどからハンドドライヤーの設置ということで言われているのですけれども、ハンドドライヤーは、手をかざしたら風が出てくるやつだと思うのです。これ、コロナが広まり始めたときに、ウイルスの飛散が懸念されていて、いろいろな施設では使用禁止にして、紙タオルみたいので対応していた、しているところが多くなっているのですけれども、その、今回ハンドドライヤーを設置することによって、その辺飛散防止はきちんとされるのかどうなのか。ちょっと懸念をするのですけれども、どういうふうに捉えているのか聞いておきたいと思います。

三つ目でございます。土木費の住宅改修事業の調査委託料なのですけれども、これはアスベストの調査ということで、これから解体予定の住宅にアスベストの調査をしてということをやると思うのですけれども、これは歌志内の中でアスベストを使った住宅というのは存在するのかなのか、行政としてどういうふうに把握しているのか聞いておきたいと思います。

あと、教育費でございます。いろいろな形で教育費、多岐にわたって今回地方創生交付金を使うのですけれども、この交付金で、コロナ対策としての備品の整備というのは、今回のこの補正の予算でいろいろなところに整備されていくのですけれども、ほぼそれで整備されるのかどうか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） ハンドドライヤーの件につきまして、ウイルスの飛散についてでございますけれども、こちら報道等でも、きちんと洗浄をすれば、その後ハンドドライヤーにかざしてもウイルスは飛散しないというような報道等でもございましたものですから、それに基づいて今回導入に踏み切ったところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、歌志内市内全域でのアスベストの把握ということでございますけれども、住宅に関する石綿、アスベストに関してでございますけれども、平成18年以前の建物においては、何らかの形で、例えばでいきましたら軒天、スレート板、石膏ボード等々含めまして、石綿、アスベストが使用されているということでございます。恐らく今おっしゃっているのは、PCB等の関係とあれしているかと思っておりますけれども、市内全域ではアスベストが発生しているということで、その解体において飛散しないようにこの間継続してやっておりまして、それらの義務化がされたと、調査が義務化をされたということでの今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 教育費においては、今回プロジェクター等備品に関しては整備させていただくこととなりますけれども、感染対策としての備品整備については、ほぼそろのかなと思います。ただ、この後、コロナの関係で、またいろいろ、国等からいろいろな制限とありますか、求められるものが出てくる場合もあるかもしれません。そういったときには、そのときにまた対応したいというふうに考えています。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ハンドドライヤーの件は、手を洗えば、きちんと洗えば大丈夫だということなのですけれども、やはり手を洗う前に、石けん、自動に出てくるその石けんのやつ、ありますよね。言葉が足りなくてすみません。そういうやつを設置だとかというの、それだったら必要なのかなと思うのですよね。それは、石けんで手を洗って、流して、ハンドドライヤーというのなら分かるのですけれども、やはり一連の流れとして、そういう備品の整備というのは必要なかなと思うのです。その辺、ちょっとどういうふうに考えているのか、今後どういうふうにするのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

あと、アスベストの件なのですけれども、18年以前のやつには、大体アスベストが使われてる可能性が高いということなのですけれども、今まで解体作業だとか、いろいろやってる中で、やはりアスベストというのは、人体に大きな影響を及ぼす、悪いものだというものになっているので、その辺、解体業者がどういうふうに、きちんと作業されてるとは思うのですけれども、その辺、市としてどういうふうなアドバイスというか、そういう忠告だとかしているのか聞いておきたいと思います。

あと、学校の中のやつは、ほとんど今回の補正で整備されるということなのですけれども、歌志内学園になって、学校の中の備品というのは、そうしたら今回の補正の中で、今のところほぼ整備されますという考えでよろしいのか、もう1回聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 自動で洗剤が出るようなものなのですけれども、今回の工事の中には入っておりません。現状、トイレにつきましては、手で押すようなタイプの洗剤ですか、そちらを備えつけてやっているところでございます。とりあえずは、その中でやりくりはしていきたいとは思っておりますが、今後実際に設定してみて、もう少しいいものがあればという、予算等もでございますけれども、できるだけ予算をかけないで何かいいものがあれば、また改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうからアスベストの業者指導についてでございますけれども、飛散防止に関わる部分においては、防護服、防塵マスク等々を使用して、飛散しないような、極力しないような形での対応、さらには、飛散しないと明らかにボード処理が判明している場合においては、防護服を当然着用した中で、それらを先に、解体をする前に人力で丁寧に解体手続を終え、最後に機械処理をするということでの指導徹底しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 学園内の備品であります。このたび、先ほど言いましたプロジェクターのほか、各部屋におきましてはCO₂チェッカーですとか、二酸化炭素濃度測定器、そういったものも、細々したものも今回整備いたしますので、ほぼそろうかなというふうに考えています。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、31号議案につきまして、2点お伺いいたしたいと考えております。

まず、1点目であります。5ページ、歳出から伺いますが、3款民生費、児童福祉費の中で、説明欄で8節ひとり親世帯を対象に特別給付金ということで、5万円を25名の方々にというような内容で説明がりましたが、ひとり親世帯ということになると、どういった方々なのか答弁頂ければと思います。

次に、二つ目であります。7ページ、8款土木費5項住宅費14節工事請負費からの質問であります。説明欄に改良住宅の火災復旧ということで説明があり、144万1,000円が計上されておりますが、復旧工事を行う改良住宅には、何名の世帯が入居して、入居のままの状態で屋根の張り替え工事が生活に支障がないのかお伺いいたしたいのと同時に、補正額144万1,000円という金額で屋根の張り替え工事が可能なのかをお伺いいたします。

以上、2件でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 下山議員、6ページのひとり親世帯以外の特別給付金の件でよろしいですか。

○4番（下山則義君） はい、そうです。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） ひとり親世帯以外の方に対するこのたびの補正ということになります。今のところ、予定している世帯、16世帯の25名分という形で予定しておりますけれども、この中でこの新型コロナウイルス感染が長期化する中で、その中で低所得の方の子育て世帯に対する支援ということになりまして、この補正が通りましたら周知の案内等をさせていただき予定というふうになっております。その方が25名分の予算を計上させていただきということになりまして、全員が該当するかどうか、これについては、その後の申請というこ

とになりますので。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、火災復旧工事に関する入居人数でございますけれども、現在1棟4戸の軒数に対して、3世帯が入居していたところのうちの1世帯が発生したところでございまして、2世帯の部分についての居住人数というのはちょっと把握しておりませんけれども、2世帯をそのまま居住させながら屋根の改修をするということでございます。

（「もう1点あります。金額」と呼ぶ者あり）144万1,000円で可能かということだということで、可能ということで積算しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 要するに、最初のほうの質問、ひとり親世帯以外ということで、低所得者を対象にということによろしいのか、改めて、それだけの方々なのか改めて答弁をお願いいたします。

二つ目の工事請負費、これは火災の方のということで、火災が起きたということで、復旧工事ということで行うという内容のことでございました。復旧工事ということで説明がありましたが、以前に、私も本町のほうで、住宅の集合煙突が倒れてそこから雨漏りがするようになったと、それで緊急処置をしたけれども、入居者にはいずれその住宅から出してもらうのだという、撤去してもらうということになるという話を聞いています。住宅を維持するための修繕箇所を直す直さない、要するに復旧工事をする、復旧工事をしないというその基準といいますか、どこから、その一線というのはどういう形であるのか、それについて答弁を頂きたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） このたびの支援部分につきましては、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯を対象ということになります。その実情を踏まえた生活支援を行うということになってまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、改修をかける、修繕をかける基準ということでございますけれども、あくまでも長寿命化計画に基づきまして、用途廃止する建物がある場合は、その年度、実施計画年度にもよりますけれども、入居世帯の人方と丁寧に打合せ、協議をさせていただきながら、ここの建物においては解体を促進していくと、用途廃止を将来していくということから、今事故が起きたところにおいては屋根だけの改修ということで、今入居している方々においては、出られた暁には政策空き家にしていって、最終的には解体していくという位置づけになっておりまして、その他の修繕の関係においては、入居者がまだ継続的に入居するというところで判断しております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 2点ほど質疑させていただきます。

7ページ、工事請負費火災復旧工事、こちらのほうについてお聞きします。原因については、詳しい報告というのは聞いていないので、以前報告された中で、家の中でカセットボンベがあったような感じの話を聞きました。仮にこのボンベが原因で起こった事故であるのなら、こういったもの、ほかの家庭にもたくさんあると思うので、こういうことがありました、

事例まで載せることはないと思うのですが、市民へ注意喚起、こういった事故が二度と起きないように、そういったものをする必要もあると思うのですが、今回そのような対応はされましたか。

あと、次です。感染症防止対策として、本庁舎とコミュニティセンターの中のトイレの改修、こちらのほう、先ほど皆さん聞いてましたが、本庁舎、自動の手洗いとハンドドライヤー、これはそれぞれ何台と言ったら変な言い方ですけども、設置の数を教えてください。

あと、コミュニティセンターも数を教えてください。

あと、トイレの外、個室以外の今改修なのですけども、トイレ内部の改修というのは、特に今回は、今の説明になかったのですが、それはないのでしょうか。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 火災関係の広報掲載でございますけれども、カセットボンベの関係においては、所管と協議しながら、今後も丁寧に危険周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 庁舎のトイレ改修についてでございますが、今回、蛇口の自動水栓化は、各階についているトイレの蛇口全てでございますので、1階は男女1か所ずつで2個、2階から4階はそれぞれ男女に二つずつついておりますので、計14個になるかと思えます。ハンドドライヤーにつきましても、各階1つずつというふうになり、あと2階にございます身障用のトイレもございますので、こちらにつきましては計9台と。

それと、トイレの内部のほうの改修は今回とはいうようなことでございますが、各階にそれぞれ洋式と和式と1つずつついておりまして、和式についても一定程度の需要といたしますか、希望される方も職員にいますものですから、残しておりますので、今回内部につきましては改修のする予定はございません。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） コミュニティセンターのトイレ改修につきましては、和式を洋式に変えるものと、現在洋式のものウォシュレット式に変えるという、そういった改修でございます。1階の男子2か所、女子5か所、障害者トイレ1か所、2階については男子2か所、女子3か所、障害者トイレが1か所ということで、計14か所であります。そのほか、トイレの照明スイッチ、これはセンサー式に変えるというものでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。トイレに関してですけども、先ほどもいろいろな、自動で石けんが出るだとか、そういった細かいところまで気配りしなければいけないのかなど。あと、個室内に関しても、やはり不特定多数の方が座る、接触するところはたくさんあると思うのです。例えば便器の水流すところだとか、トイレットペーパー、これも今、自動で切れるペーパーホルダーとかもありますので、そういったものもやはりきめ細やかに設備して、感染症対策ということであれば、もっと万全に対策しなければならないのかなど。状況見ると先ほど課長おっしゃってましたけれども、状況見ないでも、必要なものは全て網羅できるような、そういったことをしてほしいなというふうに思います。本庁舎、和式のトイレをそのうち洋式にというようなお考えもあると思うので、そのときにできるのかなというふうに思いますので、それを伺います。

あと、コミュニティセンターについては、同じく、今和式を洋式に変える工事をこれからすると思うので、今言ったようなことも合わせて、今金額も上がってきてますけれども、これまた金額変わるのかなとも思うのですけれども、今できなくてもそういったものすぐ着手できるような、特にコミュニティセンターについては、いろいろな方がこれから出入りすることも考えられますので、早急にそれも検討していただきたいと思うのですけれども、その辺は考えていただけるでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 完全なる対策というところで、どこまでをもって完全なるというところもちろんございます。今後、少しずつ様子を見ながら、どこまでできるかというところにもなると思うのですが、私ども、プライベートの時間で少し大きな町に買い物に行ったりすると、トイレを使ったりすると、いろいろな設備がありますので、せめてそれぐらいまではしなければならないなという気持ちではございますが、全て手を触れないでということになりますとなかなかちょっと厳しい部分もございますけれども、検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） コミュニティセンターのトイレ改修につきましては、先ほど和式から洋式、そして洋式に関してはウォシュレット式ということで申し上げましたが、それに加えて、流すときに、手動式ではなくてセンサー式のものに改修する予定でございます。繰り返しになりますけれども、消毒に関しては現行予算で対応したいというふうに考えておりますし、トイレットペーパーに関しては、ちょっとまた予算と相談しながらということで対応したいと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点につきまして質疑をさせていただきます。

今回の議案、これは実施計画並びに説明書を今見ておりますが、この支出に297万6,000円という金額が、器械備品の購入ということで計上されております。PCR検査を実施するのだということで購入するというような説明がありましたが、陽性の結果が早く出るということもあるのでしょうけれども、この機器はどのようなときにどのような形で利用するのか、

その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） PCR検査の機器について、どのような条件の下で使用するのかということについてでありますけれども、PCR検査については、新型コロナウイルス感染症の疑い患者が感染しているか判断するために実施する検査でありますので、感染疑い患者が受診した際に診察した医師の判断の基に、検査実施前に保健所への報告をした上で検査を行うこととなります。なお、検査費用については、病院内で検査を実施した場合、判断料を含めまして、保険点数が1,500点となりますので1万5,000円となりますが、疑い患者への検査に限り国から全額補助されますので、患者負担はございません。このため、疑い患者以外への検査については、全額自己負担ということとなります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの説明では、変異型というのでしょうか、そういうウイルスは確認できないのだというのですが、ウイルスに感染しているかどうかだけの確認なのかということ、もう一度答弁頂きたいと思います。また、陽性の結果が出た場合にはどのような対応をするのか、これにつきましてもお伺いしたいと思います。ただ、検査するに当たっても、常に陽性の可能性があるところから、大事な検査に、大事というよりも、危険な検査になるかと思っておりますけれども、そういった用意、万全な用意ということも答弁頂きたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） まず、今回導入を予定している検査機器で変異株かどうか分かるのかという部分についてでありますけれども、導入予定の機器では、変異株までは分かりません。なお、現在について、感染者のほとんどが従来型から変異型に置き換わっているのので、仮に検査結果が陽性で変異株だったとしても、保健所への報告も含めまして、対応が異なるということはありません。ただ、変異株は、従来型より感染力が強いので、以前より感染防止対策を強化して、一人一人が感染しない行動を取る必要があるのではないかとこのように考えております。

次に、PCRの検査をした結果、陽性だった場合の対応についてでございますが、保健所が医療機関から陽性だという検査結果の報告を受けた後、患者の症状に合わせて、近隣ですと砂川市立病院などの専門的な医療機関と受診や入院の調整を行ったり、同居家族を含めて生活面の指導をしたり、また患者の日々の体調確認、それから、必要に応じて生活必需品や食料品の支援などを患者が回復するまで行うため、検査結果が陽性だった場合については、保健所のほうで対応するというところで、特に医療機関が関わることはございません。

また、検体検査をする上での感染防止対応の部分についてなのですが、検体を検査する際は、基本的には国からの指針に基づいて、インフルエンザを検査すると同様の感染防具を装備して検査するということになってますので、そういう方向で対応したいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

- 議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。

（午後 0時00分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子